

# 人体におけるSAR測定制度化について

## 目的

スマートフォン等の音声通信以外の用途で利用する無線設備が普及してきたこと、複数の無線設備を備え同時に電波を発射する機器が普及してきたこと等を踏まえ、国際標準化された安全性評価方法により、これらの機器の安全性を担保できるよう、これまで側頭部のみを対象としていた比吸収率（以下「SAR」という。）の許容値を、ほぼ全身まで拡大するよう制度化する。

## 制度化のポイント

- ① 人体（頭部を除く）に近接して使用する無線設備<sup>注1</sup>について、SARの許容値（ $2\text{W/kg}$ （四肢にあっては $4\text{W/kg}$ ））を適用する。

（注1） SARの許容値を適用する無線設備は従来と同じく次のとおり。

- ・ 携帯電話
- ・ 衛星携帯電話
- ・ 広帯域移動無線アクセスシステム (BWA)

- ② 一つの端末から複数の電波が同時に発射される場合は、トータルで許容値以下としなければならない旨規定する。

（注2） 同時発射する場合に規制対象となる無線設備

- ・ 2.4GHz帯小電力データ通信システム
- ・ 5GHz帯小電力データ通信システム
- ・ PHS／デジタルコードレス電話

